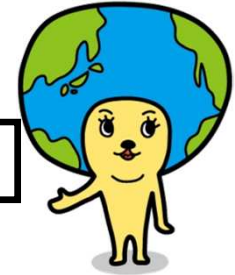


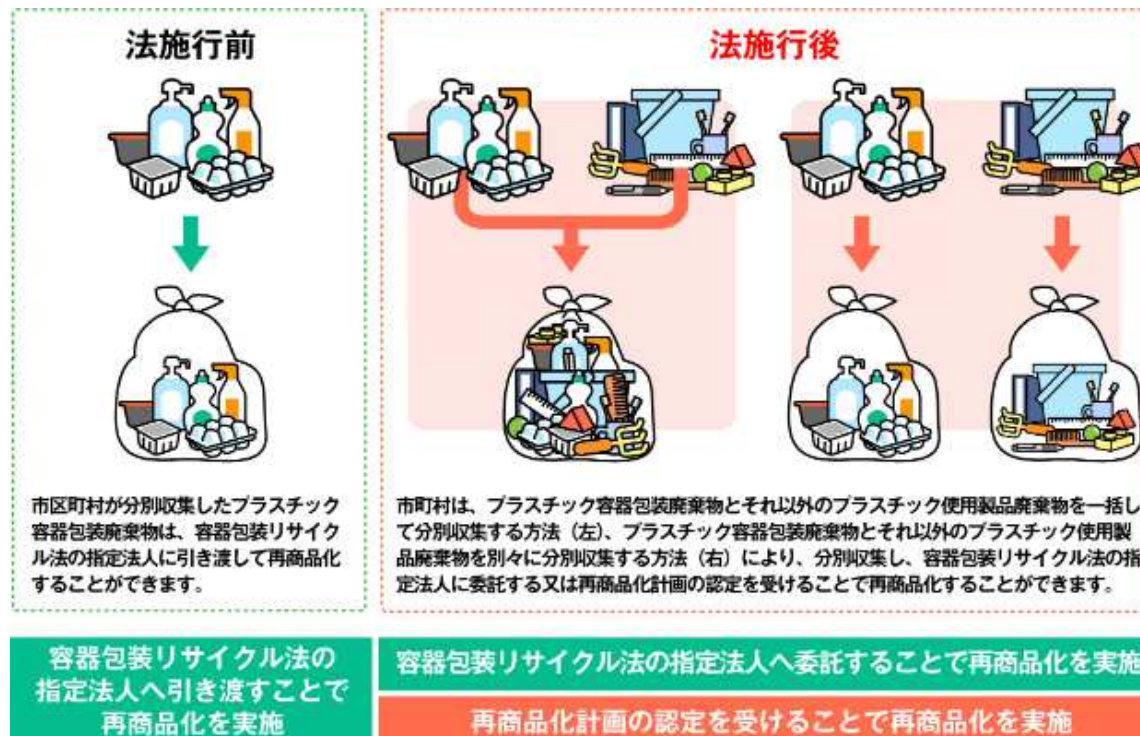
令和6年4月からごみ出しが簡単に！？



法律の概要

議事 1

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等を受け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する為に施行されました。



本市では、今まで資源化されていなかったプラスチックを資源化し、カーボンニュートラルを推進することで、ゼロカーボンシティの実現に取り組んでいきます。

令和6年4月からごみ出しが簡単に!?



プラスチック類の出し方



燃やすごみ

- 生ごみ
- 汚れた紙
- 剪定枝類
- その他

小型のプラスチック製品
(15cm以下)



変更



破碎ごみ

- ゴム
- 革
- ガラス
- 電球
- 陶器

プラスチック製品



変更

見た目の**90%以上**が
プラスチック素材で
できているものが
対象です



注意!

今後**燃やすごみ**と**破碎ごみ**に
プラスチック製品を入れることはできません。

プラ



プラスチック製の「容器」と「包装」類 など

(60cm以上は粗大ごみ)

※白袋と赤袋がなくなるわけでは
ありません

令和6年4月からごみ出しが簡単に！？



プラスチック類の出し方

① 指定袋について



従来どおり、小牧市指定の**資源袋（緑袋）**をご使用できます！

② 排出日について



ごみカレンダーの**プラ**の日の朝**8時30分**までに排出してください！



③ プラスチック類の対象について

プラスチック製容器包装を含む、見た目の**90%以上**が**プラスチック素材**でできている物が対象です！

令和6年4月からごみ出しが簡単に！？



プラスチック類として出せないもの

プラスチック素材でできていますが
以下のものはプラスチック類として出すことができません



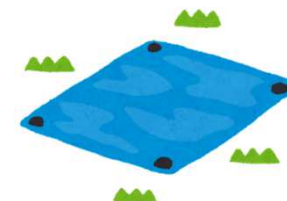
ポリタンク



ホース等長いロープ状のもの



厚さが5ミリ以上のもの



ブルーシート



クーラーボックス

従来どおり**破砕ごみ**で排出してください

令和6年4月からごみ出しが簡単に！？



プラスチック類として出せないもの

その他にも・・・

燃やすごみとして出すもの



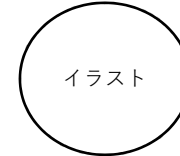
中身が取り除けない・
食材が残っているもの

金属類として出すもの



おもちゃや小型家電など
電気や電池で動くもの

粗大ごみとして出すもの

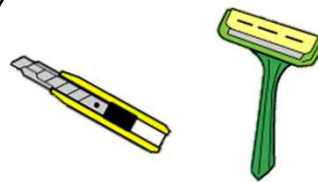


衣装ケースなど1辺が60cmを超えるもの

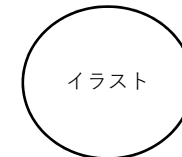
危険ごみとして出すもの



モバイルバッテリーや電子タバコなど
小型充電式電池が内蔵されており
取り外せないもの

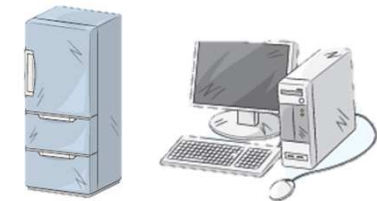


カッターナイフなど
刃物が混在しているもの



点火棒など火災の
恐れがあるもの

回収対象外



家電4品目・P C

上記のものはプラスチック類で出せません！

令和6年4月からごみ出しが簡単に！？



プラスチック類のゆくえ

収集

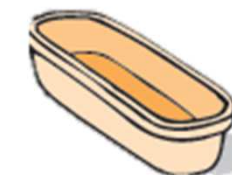
処理

再商品化



中間処理業者

圧縮・梱包
異物除去



再生樹脂



園芸農業用資材



パレット 等